

令和 7 年横審第 3 4 号

裁 決

水上オートバイ A 同乗者負傷事件

受 審 人 a

職 名 A 船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官牧野真人出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和 7 年 4 月 2 9 日 1 0 時 3 0 分

利根川

2 船舶の要目

船 種 船 名 水上オートバイ A

総 ト ン 数 0. 1 トン

全 長 3. 3 7 メートル

機関の種類 電気点火機関

出 力 1 4 4 キロワット

3 事実の経過

Aは、平成28年7月に進水し、最大搭載人員が3人のFRP製水上オートバイで、a受審人が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、全員が救命胴衣を着用し、遊走の目的で、船首0.2メートル船尾0.3メートルの喫水をもって、令和7年4月29日10時25分群馬県千代田町の利根川左岸の河川敷を発し、同川上流に向かった。

ところで、a受審人は、（一部省略）平成14年に水上オートバイを購入して毎年4月から9月までの期間に遊走を行った経験を有し、令和4年9月に最高速力が毎時約100キロメートル（以下「キロ」という。）の性能を持つAを新たに購入後、3年間に約3回の遊走経験を有し、当日2回目となる遊走を行うものであった。

また、Aの取扱説明書には、同乗者を後部座席に座らせた状態で増速する場合、急増速すると同乗者がバランスを崩して後方に落水するおそれがあるので、発進時又は走行中に関わらず、徐々に増速すること、落水やジェットノズルに近づくことによって体腔内に水が入ると内臓に重大な損傷が生じるおそれがあることなどが記載されており、a受審人はその旨を承知していた。

a受審人は、操縦席で操縦に当たり、同乗者2人を後部座席に座らせて旋回等を繰り返しながら遊走し、10時29分半僅か前群馬県千代田町所在の四等三角点萱野（以下「萱野三角点」という。）から183.5度（真方位、以下同じ。）1,530メートルの地点で、303度の針路に定め、毎時20.0キロの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、同乗者2人が遊走に慣れたものと考え、増速することとし、10時30分僅か前萱野三角点から190度1,440メートルの地点に達したとき、急激に増速すると同乗者が後方に落水してジ

ジェット噴流によって危険を及ぼす状況であったが、落水することはないものと思い、徐々に増速するなど、同乗者に対する安全確保の措置を十分にとることなく、スロットルレバーを全速力の半分まで引いて急激に増速した。

a 受審人は、続航中、10時30分萱野三角点から191.5度1,430メートルの地点において、Aは、原針路のまま、毎時45.0キロの速力となったとき、船首が浮上して後部座席の同乗者2人が後方にそれぞれ落水し、同乗者1人がジェット噴流に直撃された。

当時、天候は晴れで風力3の北西風が吹き、視界は良好であった。

その結果、同乗者1人が直腸裂創等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件同乗者負傷は、利根川において、利根大堰の上流を遊走中、知人2人を後部座席に乗せて増速する際、同乗者に対する安全確保の措置が不十分で、落水した同乗者1人がジェット噴流に直撃されたことによって発生したものである。

a 受審人は、利根川において、利根大堰の上流を遊走中、知人2人を後部座席に乗せて増速する場合、急激に増速すると同乗者が後方に落水してジェット噴流によって危険を及ぼす状況であったのだから、徐々に増速するなど、同乗者に対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、a 受審人は、落水することはないものと思い、同乗者に対する安全確保の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、同乗者2人が後方にそれぞれ落水し、同乗者1人がジェット噴流に直撃される事態を招き、同人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年6月9日

横浜地方海難審判所

審判官 桐 井 晋 司